

2024年2月23日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則
「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」第10条、第11条、第11条の2
- 2 改定日
2024年3月1日（金）初電より
- 3 改定内容
【別紙】新旧表をご確認ください。

以上

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表 改定(20240301)

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p style="text-align: center; color: green;">2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2021.11.1 旅通牒甲2021第18号改定</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。 7日⇒2日に改定</p> <p>(1) 新規購入の場合 (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第2項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。 第2項を第1項へ⇒</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。 旅客が18才となる・・・通学定期乗車券削除⇒</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。 (1) 無記名PASMO (2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券 (4) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能また東日本旅客鉄道線連絡線となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券 第11条2(4) 削除以下繰り上げ⇒</p>	<p style="text-align: center;">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p style="text-align: center;">2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2024.2.21 旅通牒甲2024第4号制定</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の2日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合 (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。 (1) 無記名PASMO (2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券 (4) 小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者用PASMO</p>

- (5) **小児用PASMOおよび一体型PASMO** 障がい者用PASMO追加⇒
 - (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (7) その他、当社が特に認めたもの
- 3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Pay の PASMO の発行替え)

第11条の2 PASMOカードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) **18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能また東日本旅客鉄道線連絡線となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券**

第11条の2(3)削除以下繰り上げ⇒

- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO 障がい者用PASMO追加⇒
 - (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
 - (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
 - (8) その他、当社が特に認めたもの
- 3 Apple Pay の PASMO からPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO

(6) その他、当社が特に認めたもの

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Pay の PASMO の発行替え)

第11条の2 PASMOカードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券

(3) **小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者用PASMO**

(4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO

(5) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO

(6) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO

(7) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO からPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。